

5.1.8 家電リサイクル法

本法の正式な名称は、「特定家庭用機器再商品化法」です。しかし長いので、ここでは略称として使われている家電リサイクル法とします。本法では使用済みのエアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫の収集と再商品化の仕組みを定めています。この4家電は大型で廃棄処分が困難なことから、素材に金属・ガラス・プラスチックが多く、再商品化が資源の有効利用に寄与するからです。

家電リサイクル法の抜粋を表1に示しますが、一部は施行令を参考に補足しています。全体構成は下記になっています。

- 1章 : 総則 (目的と定義)
- 2章 : 基本方針 (製造と小売り事業者の責務)
- 3章 : 小売事業者の収集と運搬
- 4章 : 製造事業者の再商品化
- 5章 : 指定法人 (再商品化業務を行う法人)
- 6章 : 雑則、 7章 : 罰則

1. 総則 (目的と定義) (1条~2条)

この法律は「小売事業者と製造事業者による特定家庭用機器廃棄物の収集と運搬、および再商品化を円滑に実施し、廃棄物の減量化と資源の利用を通じて生活環境の保全と、国民経済の発展に寄与することを目的とする」とされています。定義では「再商品化」と「特定家庭用機器」が明示されており、「特定家庭用機器」としてエアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫が指定されています。

2. 基本方針 (3条~8条)

基本方針では主務大臣が基本方針を定めると、製造事業者の責務、小売事業者の責務、消費者

の責務、国と地方公共団体の責務が定められています。製造事業者には、耐久性の向上と修理体制の整備により廃棄物の発生を抑制し、設計と原材料の工夫で再商品化の費用を低減する努力が求められています。小売事業者には、消費者への長期間の使用に必要な情報の提供と、適正な排出の確保に協力する努力が求められています。

3. 収集・運搬と再商品化(9条~31条)

小売事業者には排出者からの引取義務と、製造事業者への引渡義務が課せられています。排出者には収集・運搬の費用だけでなく、再商品化の料金も同時に請求することが認められています。製造事業者には引取義務と再商品化の義務が課せられていますが、主務大臣が認定する指定法人に委託することも認められています。再商品化する割合はエアコンが80%以上、テレビは55%以上、電気冷蔵庫は70%以上、電気洗濯機は82%以上とされています。法の23条は実際に再商品化業務を遂行する事業者の資格要件で、主務省令で定める基準に適合する施設の確保が求められています。

4. 指定法人の再商品化受託 (32条~42条)

法の32条では「主務大臣は再商品化を適正かつ確実に行うことができると認められるものを指定法人に指定することができる。」となっています。指定法人の業務は、製造事業者の委託を受けて再商品化に必要な行為を実施することとなっており、現在は「家電製品協会指定法人業務センター」が指定されています。雑則(43条~57条)は主に事務規定で、罰則(58条~62条)は引取り義務や引き渡し義務違反、施設基準不適合などの罰則です。

(おわり)

参考：特定家庭用機器再商品化法
特定家庭用機器再商品化法施行令

表 1. 家電リサイクル法の構成 (抜粋・補足)

条	内容
条	1章 総則 (目的と定義)
1	(目的) : この法律は小売事業者と製造事業者による特定家庭用機器廃棄物の収集と運搬、および再商品化を円滑に実施し、廃棄物の減量化と資源の有効利用を通じて、生活環境の保全と国民経済の発展に寄与することを目的とする。
2	(定義) : 「再商品化」「特定家庭用機器 : エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫」
条	2章 基本方針
3	主務大臣は特定家庭用機器廃棄物の収集・再商品化を計画的に推進する基本方針を定める。
4	(製造事業者の責務) : 特定家庭用機器の製造事業者は、耐久性の向上と修理体制の充実を図り、廃棄物の発生を抑制するよう努めるとともに、設計と部品や原材料の選択を工夫して、再商品化に必要な費用を低減するよう努めなければならない。
5.8	(小売事業者の責務) (関連事業者と消費者の責務) (国と地方公共団体の責務) : 特定家庭用機器の小売事業者は、長期間使用に必要な情報を提供するとともに、消費者による特定家庭用機器廃棄物の排出に協力する。関連事業者と消費者は、再商品化が確実に実施されるように収集・運搬・再商品化事業者に引き渡し、料金の支払に応じて本法の目的の達成に協力する。
条	3章 小売事業者の収集および運搬
9.16	(排出者からの引取義務) (製造事業者への引渡義務) (収集・運搬・再生処理料金の請求) (料金の公表) (主務大臣の料金に対する勧告と指導・助言・命令)
条	4章 製造事業者による再商品化の実施
17	(引取義務) (料金の請求) : 製造業者は、自ら製造した特定家庭用機器の引取りを求められたときは引き取らなければならない。
18.19	(再商品化実施義務) : 製造事業者が特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、遅滞なく再商品化をしなければならない。再商品化に必要な料金は請求することができる。
20.22	(料金の公表等) (主務大臣の料金に対する勧告) (再商品化の基準) : 製造事業者は、特定家庭用機器廃棄物ごとに政令で定める再商品化すべき量に関する基準に従い、再商品化をしなければならない。
23.28	(再商品化等の認定) (認定の取消し) (表示) (主務大臣の指導と助言・勧告・命令) : 製造業者は、再商品化について主務大臣の認定を受けなければならない(設備基準など)。ただし、指定法人に委託して再商品化するときはこの限りでない。
29.31	(指定引取場所の配置) (市町村長による申出) (指定引取場所に係る勧告)
条	5章 指定法人
32.42	(指定) (業務) (料金の公表) (事業計画) (業務の休廃止) (契約の締結と解除) (帳簿) (報告と立入検査) (監督命令) (指定の取消し) : 主務大臣は、再商品化を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、指定法人に指定することができる。指定法人の業務は特定製造業者の委託を受けて再商品化に必要な行為を実施すること。
条	6章 雑則 (43条~57条 : 主に事務規定) 7章 罰則 (58条~62条) 付則